

## 第1回 美幌町選挙管理委員会会議結果（要旨）

- 1 開催日時 平成31年2月21日（木）午後3時35分～午後4時23分
- 2 開催場所 美幌町保健福祉総合センター シャキッとプラザ会議室2
- 3 出席委員 松本 光伸、早田 眞二、関 美恵子、横山 直樹
- 4 議事内容 次のとおり

議案番号	件名及び要旨	顛末
承認第1号	専決処分について（ポスター掲示場設置総数の減少について） 北海道知事選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少について北海道選挙管理委員会と協議した。 政令基準掲示数 125 箇所、減少数 62 箇所、設置総数 63 箇所	承認
承認第2号	専決処分について（ポスター掲示場設置総数の減少について） 北海道議会議員選挙におけるポスター掲示場設置総数の減少について北海道選挙管理委員会と協議した。 政令基準掲示数 125 箇所、減少数 62 箇所、設置総数 63 箇所	承認
承認第3号	専決処分について（投票所開閉時刻の繰り上げについて） 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙における投票所の開閉時刻の繰り上げを北海道選挙管理委員会に届出をした。 政令基準掲示数 125 箇所、減少数 62 箇所、設置総数 63 箇所	承認
議案第1号 （非公開）	在外選挙人名簿への登録について 今回の登録者 男性1人、女性1人	決定
議案第2号	美幌町選挙事務取扱規程の一部改正について 開票システムの導入に伴う様式の変更	決定
議案第3号	個人演説会等施設使用の費用額等の承認について 施設管理者から町民会館小ホールA及びB、中ホールA及びBにかかる費用額等について承認した。	決定
議案第4号	ポスター掲示場設置場所の指定について（知事） 北海道知事選挙用 63 箇所（投票区内訳＝第1【8】、第2【7】、第3【7】、第4【7】、第5【5】、第6【7】、第7【6】、第8【1】、第9【3】、第10【2】、第11【2】、第12【1】、第13【2】、第14【2】、第15【2】、第16【1】）	決定
議案第5号	ポスター掲示場設置場所の指定について（道議） 北海道議会議員選挙用 63 箇所（投票区内訳＝第1【8】、第2【7】、第3【7】、第4【7】、第5【5】、第6【7】、第7【6】、第8【1】、第9【3】、第10【2】、第11【2】、第12【1】、第13【2】、第14【2】、第15【2】、第16【1】）	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 6 号	<p>投票所の指定について（知事・道議）</p> <p>第 1（美幌小学校玄関ホール）、第 2（みなみまち集会室）  第 3（東陽小学校玄関ホール）、第 4（ひまわり保育園）  第 5（北中学校玄関ホール）、第 6（旭小学校体育館）  第 7（上美幌保育所）、第 8（瑞治地区農作業準備休憩施設）  第 9（美禽会館）、第 10（報徳地区農作業準備休憩施設）  第 11（福住公民館）、第 12（古梅総合センター）  第 13（田中地区農作業準備休憩施設）、第 14（ひなみ地域センター）  第 15（豊岡自治会館）、第 16（都橋構造改善センター）</p>	決定
議案第 7 号	<p>期日前投票所の指定について（知事・道議）</p> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 役場議会議事棟地下 1 階</p>	決定
議案第 8 号	<p>不在者投票事務を取り扱う場所について</p> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 役場議会議事棟地下 1 階</p>	決定
議案第 9 号	<p>開票の場所及び日時について（知事・道議）</p> <p>場所 美幌町字新町 1 丁目 3 7 番地の 1  美幌町コミュニティセンター大集会室  日時 平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 00 分から</p>	決定
議案第 10 号	<p>開票管理者及び同職務代理者の選任について</p> <p>北海道知事及び北海道議会議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任する。  開票管理者 松本光伸 同職務代理者 早田眞二</p>	決定
議案第 11 号	<p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙の期日及びこれを告示する日を定めることについて</p> <p>告示日 平成 31 年 4 月 16 日  選挙期日 平成 31 年 4 月 21 日</p>	決定
議案第 12 号	<p>ポスター掲示場総数の減少について（町長・町議）</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙におけるポスター掲示場設置総数を、次のとおり減少する。  政令基準掲示数 125 箇所、減少数 62 箇所、設置総数 63 箇所</p>	決定
議案第 13 号	<p>ポスター掲示場設置場所の指定について（町長・町議）</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙用 63 箇所  投票区内訳＝第 1【8】、第 2【7】、第 3【7】、第 4【7】、第 5【5】、第 6【7】、第 7【6】、第 8【1】、第 9【3】、第 10【2】、第 11【2】、第 12【1】、第 13【2】、第 14【2】、第 15【2】、第 16【1】</p>	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 14 号	<p>投票所の指定について（町長・町議）</p> <p>第 1（美幌小学校玄関ホール）、第 2（みなみまち集会室）  第 3（東陽小学校玄関ホール）、第 4（ひまわり保育園）  第 5（北中学校玄関ホール）、第 6（旭小学校体育館）  第 7（上美幌保育所）、第 8（瑞治地区農作業準備休憩施設）  第 9（美禽会館）、第 10（報徳地区農作業準備休憩施設）  第 11（福住公民館）、第 12（古梅総合センター）  第 13（田中地区農作業準備休憩施設）、第 14（ひなみ地域センター）  第 15（豊岡自治会館）、第 16（都橋構造改善センター）</p>	決定
議案第 15 号	<p>投票所の開閉時刻の繰り上げについて（町長・町議）</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙における投票所の開閉時刻を次とおり繰り上げる。</p> <p>1 時間繰上～第 9 投票所  2 時間繰上～第 7、8、10～16 投票所</p>	決定
議案第 16 号	<p>期日前投票所の指定について（町長・町議）</p> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 役場議会議事棟地下 1 階</p>	決定
議案第 17 号	<p>不在者投票事務を取り扱う場所について（町長・町議）</p> <p>場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 役場議会議事棟地下 1 階</p>	決定
議案第 18 号	<p>選挙長及び同職務代理者の選任について（町長・町議）</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任する。</p> <p>選挙長 松本光伸 同職務代理者 早田眞二</p>	決定
議案第 19 号	<p>開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことについて（町長・町議）</p> <p>美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙の開票事務は、選挙会の事務に合わせて行う。</p>	決定
議案第 20 号	<p>選挙会の場所及び日時について（町長・町議）</p> <p>場所 美幌町字新町 1 丁目 3 7 番地の 1  美幌町コミュニティセンター大集会室  日時 平成 31 年 4 月 7 日 午後 9 時 00 分から</p>	決定
議案第 21 号	<p>投票及び開票の順序について（町長・町議）</p> <p>投票の順序 美幌町長選挙をしてから美幌町議会議員選挙をする。  開票の順序 同時に行う。</p>	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 22 号	投票用紙の様式を定めることについて（町長・町議）	決定
	町長選挙一般投票用 紙質：BPコート110、紙色：クリーム色、刷色：黒色	
	町長選挙点字投票用 紙質：上質紙、紙色：クリーム色、刷色：黒色	
	町議選挙一般投票用 紙質：BPコート110、紙色：桃色、刷色：黒色	
協議案第 1 号	町議選挙点字投票用 紙質：上質紙、紙色：桃色、刷色：黒色	決定
	当選証書の付与の場所及び日時について（町長・町議）	
	場所 美幌町字東 2 条北 4 丁目 9 番地 美幌町民会館 2 階 会議室 7・8	
	日時 平成 31 年 4 月 22 日 午前 10 時 00 分	
報告第 1 号	立候補予定者に対する説明会の場所及び日時について（町長・町議）	承認
	場所 美幌町字東 2 条北 4 丁目 9 番地 美幌町民会館 2 階 会議室 7・8	
	日時 平成 31 年 3 月 1 日 午後 3 時 00 分	
報告第 2 号	選挙長の職務を行う場所について（町長）	承認
	美幌町長選挙において選挙長の職務を行う場所は次のとおりである。 職務を行う場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場議 会議事棟地下 1 階	
	※ただし、平成 31 年 4 月 16 日は、午前 10 時までは美幌町民会館 会議室 7・8 とし、平成 31 年 4 月 21 日は、午後 0 時からは美幌 町コミュニティセンター大集会室とする。	
報告第 3 号	選挙長の職務を行う場所について（町議）	承認
	美幌町議会議員選挙において選挙長の職務を行う場所は次のとおり である。	
	職務を行う場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場 議会議事棟地下 1 階	
	※ただし、平成 31 年 4 月 16 日は、午前 10 時までは美幌町民会館 会議室 7・8 とし、平成 31 年 4 月 21 日は、午後 0 時からは美幌 町コミュニティセンター大集会室とする。	

※非公開 (1) 法令等により非公開とされている場合

(2) 美幌町情報公開条例第 10 条各号に定める非公開情報に該当した場合

(3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

【美幌町選挙管理委員会規程第 13 条】